

第3回再生可能エネルギーに関する検討会 説明資料

7. 森林法に基づく林地開発許可等について

令和5年9月22日（金）
農林水産部

(1) 森林法に基づく森林保全に関する規制の枠組について

森林法の目的（第1条）

○森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

◎森林の保全と適正な利用に関する森林法の規制

○森林の有する公益的機能の適切な発揮を確保するため、森林法に基づく保安林制度や林地開発許可制度等により、森林の保全と適正な利用を図る

【保安林制度】

- ・公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制
- ・規制に伴う損失補償や税制の優遇措置

【林地開発許可制度】

- ・開発行為によって森林の機能が失われることによる災害の防止を図るため、保安林以外の民有林における開発行為について、都道府県知事権限の林地開発許可制度により規制

◎森林法に基づく開発規制や手続きの区分

保安林	普通林 (保安林以外の民有林)
<p data-bbox="1131 805 1541 1268">保安林の 指定解除 (大臣または 知事権限)</p> <p data-bbox="1176 1085 1496 1212">保安林内作業許可 (知事権限)</p>	<p data-bbox="1601 805 2011 1045">一定規模を超える場合 林地開発許可 (知事権限)</p> <p data-bbox="1601 1093 2011 1268">一定規模を超えない場合 伐採届 (市町村長権限)</p>

(2) 林地開発許可制度の概要

- 開発行為によって森林の機能が失われることによる災害の防止等を図るため、保安林以外の私有林における林地開発について、昭和49年より許可制を導入
- 具体的には、1ha（太陽光発電施設設置の場合は0.5ha）を超える土地の形質の変更について、「災害の防止」等の4つの要件を満たす場合に、都道府県知事が市町村長の意見を聴いたうえで許可

①林地開発許可の対象となる森林

地域森林計画の対象となる私有林

（保安林、保安施設地区及び海岸保全区域を除く）

②林地開発許可の対象となる開発行為

土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行うことによる1haを超えての開発行為（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、0.5ha）

例)住宅造成、別荘地、ホテルなどの宿泊施設、ゴルフ場やスキー場、遊園地などのレジャー施設、工場、採石場、土捨て場、道路、太陽光発電施設 など

④都道府県森林審議会、関係市町村長の意見聴取

許可をしようとするとき都道府県知事は、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

③林地開発許可の要件

都道府県知事は、申請が以下の4つの要件を満たしていると認められるときは、許可しなければならない。

【災害の防止】

- ・開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

【水害の防止】

- ・開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと。

【水の確保】

- ・開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

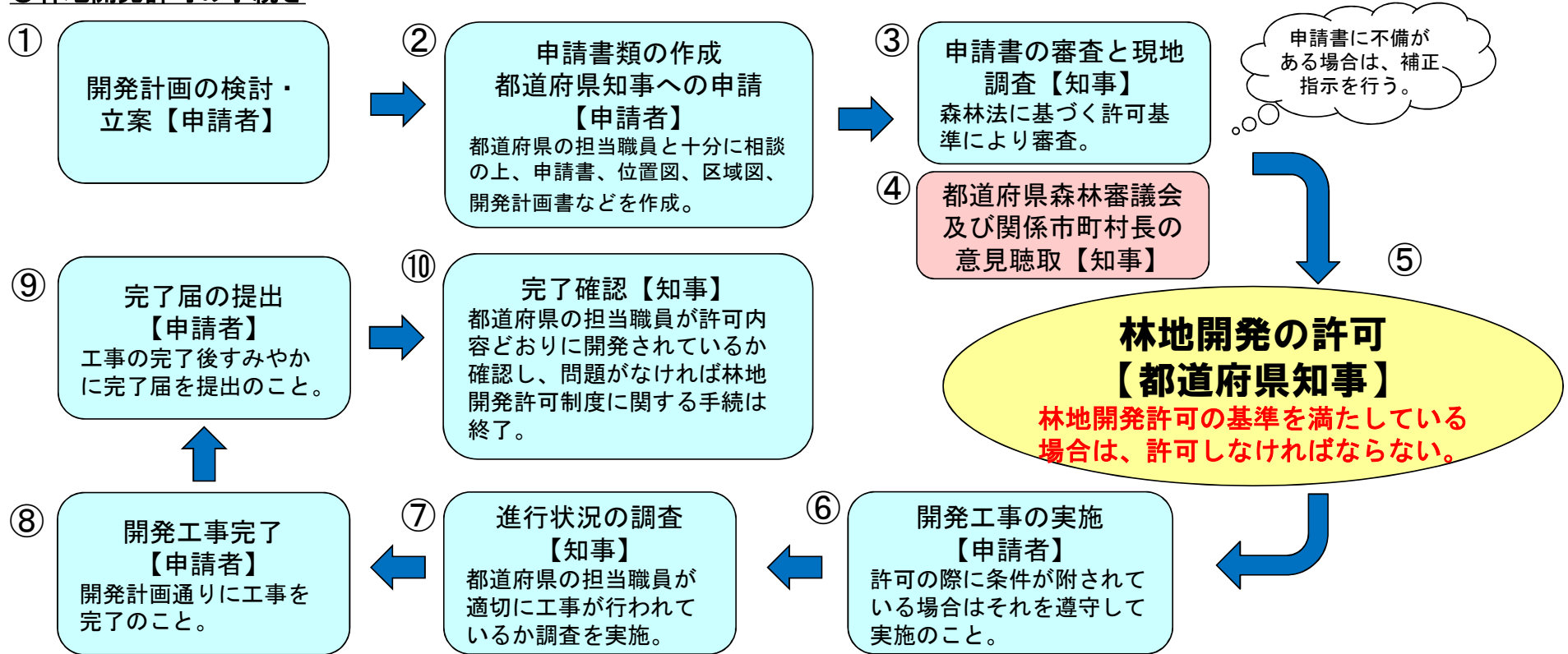
【環境の保全】

- ・開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(2) 林地開発許可制度の概要

- 地域森林計画対象民有林で開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要
- なお、不正な手段で開発を行ったり、違反行為があった場合には、森林法に基づき「中止命令」や「復旧命令」の監督処分を受け、処分に従わない場合は罰則が適用

◎林地開発許可の手続き



◎監督処分

- ・無許可開発や申請と異なる内容での開発に対して、中止命令や復旧命令の監督処分を実施。
- ・監督処分に従わない場合は、告発や行政代執行を実施。

◎罰則

- ・3年以下の懲役または300万円以下の罰金

(3) 林地開発許可制度の見直しについて

○令和4年9月 森林法施行令及び施行規則が改正され、令和5年4月1日に施行

◎森林法施行令及び施行規則の主な改正内容

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・ 1 haを超える土地の形質変更を行う場合、都道府県知事の許可が必要	<ul style="list-style-type: none">・ 太陽光発電設備の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、0.5haを超えるものについて、都道府県知事の許可が必要 【追加】
<ul style="list-style-type: none">・ 許可を受けようとする者は、申請書に位置図、区域図、計画書等を添付して申請	<ul style="list-style-type: none">・ 防災措置を行うために必要な資力・信用、能力を有することを証する書類を添付することを義務付け 【追加】

(3) 林地開発許可制度の見直しについて

○森林法施行令及び施行規則の改正に伴い、令和4年11月「開発行為の許可基準等の運用について」が新たに制定
(令和5年4月1日から適用)

都道府県の審査基準として整理・追加された主な内容

○開発行為全般について

- ・洪水調整池の容量算定に用いる雨量について、より安全を期すため、30年に1度の大雨が降る確率を50年に1度の大雨が降る確率に替えて用いることができる
⇒ 洪水調整池の容量が大きくなることで、洪水時の調整能力が向上する
- ・開発完了後の防災施設の維持管理方法を明らかにすること
⇒ 適切な維持管理により、防災施設の機能持続につながる
- ・開発規模の確認は、実施主体、実施時期及び実施個所のそれぞれについて、開発行為の一体性の考え方により判断すること
⇒ 開発事業者による林地開発許可申請を免れるための開発行為の分割などを抑制できる
- ・緑化について、植生が定着しないおそれがある場合には、一定期間の経過観察を行ったうえで完了確認すること
⇒ 確実な緑化を求めることで、土砂の流出が防止できる
- ・開発にあたり、防災施設の設置を先行させることとし、設置した防災施設の確認を行うまでの間は、開発行為を行わないよう指導すること
⇒ 開発行為に伴う災害を未然に防止できる

(3) 林地開発許可制度の見直しについて

都道府県の審査基準として整理・追加された主な内容

○太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について

- ・ 太陽光発電事業終了後に発電施設を撤去し開発区域を原状回復する場合は、原状回復方法等について明らかにすること
⇒ 計画的な原状回復が期待できる
- ・ 設備を設置する斜面が急勾配である場合には、可能な限り掘削を行わず、擁壁または排水施設等の防災施設を確実に設置すること
⇒ 災害が起こる可能性が高い急斜面における災害防止につながる
- ・ 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、排水施設断面の決定に用いる流出係数（※）を0.9~1.0とすること
⇒ 側溝など排水施設が大きくなることで、雨水を円滑に流すことができるようになり、洪水の発生や開発地からの土砂の流出などを防止できる
- ・ 尾根部は原則として森林を残置すること。また、太陽光を確保することを目的として残置森林等を開発後に過度に伐採しないよう、あらかじめ開発後の樹木の成長を考慮した施設配置計画とすること
⇒ 山間部における良好な景観の形成や開発事業者による開発後の過度な伐採の抑制につながる
- ・ 開発許可の申請前に住民説明会の実施等、地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましいことから、審査にあたり取組の実施状況を確認すること
⇒ 開発事業者による地域住民の理解を得る取組の実施を促進できる

※流出係数：降った雨がどの程度下流（河川など）へ流出するかを示す係数 【例】裸地(岩盤面やアスファルト舗装など) 0.9~1.0 森林 0.5~0.6

(4) 再生可能エネルギー施設の設置に係る林地開発許可の事例について (再生可能エネルギーに係る年度別許可実績)

年度	林地開発許可全体		許可全体のうち風力・太陽光			許可全体のうち太陽光のみ		
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	許可件数に対する割合	件数	面積(ha)	許可件数に対する割合
平成13	13	85	1	1.7	7.7%	1	1.7	7.7%
16	8	38	1	2.0	12.5%			0.0%
19	17	89	1	25.1	5.9%			0.0%
24	7	53	1	30.0	14.3%			0.0%
25	9	46	4	11.7	44.4%	4	11.7	44.4%
26	8	75	5	45.8	62.5%	4	25.1	50.0%
27	16	76	11	54.8	68.8%	11	54.8	68.8%
28	18	131	11	78.0	61.1%	11	78.0	61.1%
29	6	38	6	37.2	100.0%	6	37.2	100.0%
30	16	212	8	148.8	50.0%	8	148.8	50.0%
令和元	14	56	7	27.9	50.0%	7	27.9	50.0%
2	11	107	8	87.1	72.7%	8	87.1	72.7%
3	5	20	2	5.3	40.0%	2	5.3	40.0%
4	6	26	2	13.2	33.3%	2	13.2	33.3%
計	154	1052	68	568.5	44.2%	64	490.7	41.6%